



令和5年度

八頭町観光・交流促進補助金

八頭町の魅力向上や交流人口の創出・拡大を図るために行われる新たな取組に要する費用の一部を補助します。

申請期限：～令和6年2月末

1. 補助対象者

主に八頭町内において観光・交流事業を実施する者
(個人、法人、団体) ※同一年度内1回限り

2. 補助対象事業

次の取組の推進等につながる事業

〔補助対象期間〕

交付決定日～令和6年3月末

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ① 関係人口の創出・拡大 | ⑤ 「家族のお出かけに優しい町」事業の推進 |
| ② スポーツツーリズムの推進 | ⑥ 観光体験型メニューの開発・充実 |
| ③ ワークেশョンの推進 | ⑦ インバウンド・多文化共生社会への対応 |
| ④ 農泊の推進 | ⑧ 地域の観光PRや情報発信 |

3. 補助対象経費

上記2の事業実施に要する次の経費

原材料費、外注費、人材育成費、会場整備費、保険料、謝金、旅費交通費、燃料費、賃借料、備品購入費、消耗品費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、雑役務費、委託費その他町長が必要と認めるもの

※補助金交付決定日より前に支出した経費は対象外となります。

4. 補助金額

補助対象経費の3分の2以内。上限20万円
(千円未満は切り捨て) ※予算の限り

5. 申請時に必要な書類

- ① 補助金等交付申請書(指定様式)、② 実施計画書(指定様式)、③ 収支予算書(指定様式)、④ 申請者の概要が分かる資料(登記簿、パンフレット、HP等) 等

6. 報告時に必要な書類

- ① 補助金等実績報告書(指定様式)、② 実績報告書(指定様式)、
③ 収支決算書(指定様式)、④ 補助対象経費の領収書等の写し 等



★指定様式は、八頭町役場のホームページからダウンロードできます。

問い合わせ

八頭町役場 商工観光室

【住所】八頭町船岡539番地(八頭町役場 船岡庁舎内)

【電話】0858-72-0144 【FAX】0858-73-0290

八頭町マスコットキャラクター
「やすぴょん」

(令和5年4月作成)